

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年10月29日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合) [No.162]

JR総連は革マル派担当弁護士との関係を説明せよ！

前々号で紹介したように、JR総連側が2010年6月30日に提出した準備書面には「拉致監禁されたトラジャのメンバーを解放するよう迫った(当時革マル派の弾圧事件の弁護を行っていた弁護士に間に入ってもらって、交渉の場の設定を頼んだ。なお、弁護士が交渉の場に立ち会ったことはない。)」と記載がある。本号では、この弁護士の問題を検証したい。なお、準備書面には「革マル派の弾圧事件の弁護」とあるが、これは、革マル派の不法行為の実行犯に対する刑事裁判や、警察による同派の活動拠点への家宅捜索等に対し革マル派側が提訴した国や警察を相手とする民事訴訟の弁護のことを指す。反社会集団である革マル派の実態解明や取り締まりを進める警察活動を「弾圧事件」と述べていることは非常に興味深い。JR総連は、内容や対象が何であれ、警察活動はすべて「弾圧」と受け止めるのだろうか。

「リスト裁判」で革マル派担当弁護士をめぐる疑惑がますます深まる！

さて、準備書面のこの記載に対して、「JR革マル派43名リスト裁判」の被告である「JR東労組を良くする会」側が提出した求釈明書には「『当時革マル派の弾圧事件を...立ち会ったことはない』とあるが、ここで『弁護士』と言うのは、誰か。W・T弁護士(原告ら代理人)およびM事務所のT・A、M・M、T・H、M・Sの各弁護士、T事務所のH・T、N・Tの各弁護士、N事務所のN・K弁護士ではないか」と書かれている。なお、これに対して原告(JR総連)側は準備書面で「釈明の要はない」と回答している。

革マル派に関わる事件の裁判と、JR総連に関わる事件の裁判の担当弁護士が同一人物であることについては、すでに「No.49」で検証した。上記の求釈明書で指摘された8名の弁護士は、そこに記載した人物と同じである(下図、詳細は「No.49」を参照)。かつて、JR東労組の中央本部やJR内革マル派の内部にいて実態を詳しく知悉している「JR東労組を良くする会」のメンバーが指摘している以上、それらの弁護士が革マル派と深く関わっていることの信憑性はきわめて高いと考えられるだろう。ここでも、JR連合の検証内容が裏付けられたと言ってよい。なお、「リスト裁判」の原告側代理人を務めているW・T氏が、当時は革マル派の弁護を担当していたとすれば、革マル派中央とJR内革マル派との対立はどうなってしまったのか、重大な疑問が生じる。疑惑はさらに深まるばかりだ。

革マル派関係の事件名	地裁	申立	原告 (肩書きは当時)	被告 (肩書きは当時)	T ・ A	T ・ H	M ・ S	W ・ T	N ・ T	N ・ K	M ・ M	H ・ T
矢後氏宅侵入事件	東京	-	刑事事件	被疑者:革マル派活動家と思われる者								
NTT顧客データ漏洩事件	東京	99.11 逮捕	刑事事件	被疑者:NTT社員2名								
解放社(東海支社)家宅捜索事件	名古屋	99.1	解放社東海支社代表	愛知県								
埼玉革マル派関連会社捜索事件	東京	96.7	東京工芸社	東京都、国								

～ は弁護士名(イニシャル) **太字ゴシック**(6名)は東労組顧問弁護士(当時)